令和８年 10 月１日

社会福祉法人明徳会　ゆたか学園
理事長　　疋田　建徳

求職者等へのハラスメント防止に関する基本方針

１．はじめに

当園は、採用活動、インターンシップその他の求職活動等において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、安心して当園との面談、選考その他の活動に参加できる環境を確保することが、公正かつ適切な採用活動を行う上で重要であると考えています。

一方、採用担当者その他の役職員による性的な言動や採用する側と求職者等との立場の違いを背景とした不適切な言動は、求職者等に精神的な苦痛を与え、その求職活動等を阻害する重大な問題となります。

当園は、このような行為を許さず、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境を整えるため、「求職者等へのハラスメント防止に関する基本方針」を定めます。

２．当園における求職者等へのハラスメントの定義

当園では、「求職者等に対するセクシャルハラスメント」を、**当園の役職員による性的な言動により、求職者等による求職活動等が阻害されるもの**と定義します。異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も含まれ、相手方の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわりません。

「求職者等」には、当園の求人に応募する方のほか、当園の採用に資する活動に参加する方、インターンシップ、教育実習その他の実習を受ける方を含みます。また、「求職活動等」には、採用面接、就職説明会、当園役職員への訪問、インターンシップ、各種実習等を含み、オンラインで行われるものも対象となります。

具体的には、以下のような行為が該当し得ます。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

・性的な事実関係や交際状況等を不必要に尋ねること
・性的な冗談、からかい、性的な内容の発言を行うこと
・必要なく身体に触れること
・わいせつな画像・動画等を見せ、送付し、又は閲覧を求めること
・私的な食事、飲酒、交際等を執拗に求めること
・性的な関係を求め、又はこれを採用・選考上の取扱いと関連付けること
・その他、求職者等に不快感又は精神的苦痛を与え、求職活動等を阻害し得る性的な言動

また当園は、求職者等に対するパワーハラスメントに類する行為、妊娠・出産、育児・介護等に関するハラスメントに類する行為その他求職者等の人格・尊厳を侵害する不適切な言動についても行わないよう、役職員に必要な注意を求めます。

3. 求職活動等における当園の基本方針・ルール

当園の役職員は、求職者等を将来の職員・同僚となり得る方として尊重し、採用活動等に必要な範囲を超えて私生活に立ち入ることなく、節度ある言動を徹底します。また、求職者等へのハラスメントを行った者については、就業規則その他規程に基づき厳正に対処します。

・面談・面接、OB・OG 訪問等は、当園が指定又は承認した時間、場所及び方法で実施します。
・閉鎖された場所での一対一の面談等は原則として避け、複数名での対応又は第三者の目が届く環境での実施に努めます。
・求職者等との連絡には当園が指定する電子メールその他の連絡手段を使用し、私用の SNS・個人アカウント等による私的な連絡は行いません。
・採用活動等に必要のない私的な食事・飲酒への誘い、交際の申込みその他私的な関係を求める行為は行いません。

4. 相談への対応

当園の採用活動等において、当園の役職員からハラスメントその他不適切な言動を受けた場合、又はハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、下記相談窓口にご相談ください。相談内容に応じて事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害を受けた方への配慮、行為者への適切な措置及び再発防止等の対応を行います。

相談者及び関係者のプライバシーは適切に保護します。また、相談したことや事実関係の確認に協力したことを理由として、採用選考その他の求職活動等において不利益に取り扱うことはありません。

以下の相談窓口を設置しています。

【相談窓口】
担当者　:事務局
連絡先　電話:092-861-2990
Email:center@yutakagakuen.jp

以上